

通帳発行手数料規定

1. (本規定の適用)

この規定は、普通預金口座および総合口座取引に適用されます。

2. (通帳発行手数料)

(1) 以下のとおり通帳の発行または繰越をした場合、当行が定める任意の日に次の通帳発行手数料をご負担いただきます。

①口座開設にともなう通帳を発行した場合 1,000円 (1冊あたり、消費税別途)

②「ぐんぎんWEB口座」から通帳発行口座へ変更した場合
1,000円 (1冊あたり、消費税別途)

③店頭で通帳を繰越した場合 1,000円 (1冊あたり、消費税別途)

④ATMで通帳を繰越した場合 500円 (1冊あたり、消費税別途)

(2) 前項の通帳発行手数料は、当行が定める任意の日に、通帳・請求書の提出なしに、通帳を発行・繰越しする口座より引落すものとします。

(3) 第1項にかかわらず、次の口座は通帳発行手数料はかからないものとします。

①通帳の発行時または繰越時の年齢が満70歳以上の個人のお客さまの口座

②法人、任意団体のお客さまの口座、および個人の方が事業のために使用する口座

③2021年9月30日以前に開設された口座

3. (通帳発行手数料の返却)

引落とし済みの通帳発行手数料は返却致しません。

4. (規定の変更等)

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上

※ 最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。